

都道府県柔道連盟(協会) 事務局 御中

公益財団法人全日本柔道連盟
事務局 総務課

「柔道公認審判員賠償責任保険」への任意加入者について(依頼)

本連盟審判員規程第12条では、ライセンス保持者が不足する場合には、65歳の定年を超えた者であっても、都道府県柔道連盟の承認によって、「柔道公認審判員賠償責任保険」に加入の上で70歳を迎える年度末まで審判員として活動することができる、としています。

同16条では、顧問審判員も、別途「柔道公認審判員賠償責任保険」に加入の上で、審判員として活動することができる、としています。

つきましては、2023 年度に貴都道府県において上記に該当して審判活動される方々がいる場合、保険加入手続きに必要な名簿の提出および保険料の納付をお願いいたします。

●全柔連公認審判員賠償責任保険

全柔連の公認審判員(S、A、B、Cの各ライセンス)が行う審判行為に起因して、審判員が法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に保険金が支払われる保険です。各年度の審判ライセンス(S、A、B、C)登録者は自動で加入となります。

●65 歳を超えた審判員および顧問審判員の審判活動について

名簿の提出および保険加入のみならず、活動する当該年度の全柔連会員登録(顧問審判員の場合は顧問審判員登録も)を完了していることが前提となります。なお、活動は70歳の誕生日を迎えた直後の年度末まで認められます。

記

1.回答方法・期日

「任意加入者 回答書」を 4 月 17 日(月)まで に本連盟総務課までメールにてご返送ください。
恐れ入りますが、該当する審判員がいない場合も、その旨をお知らせください。

2.保険料のお支払い

審判員1名につき 180 円 を、5 月 15 日(月)まで に下記指定金融機関にお振込みください。
(金額が 200 円から 180 円に変更になっています。ご注意ください)

三菱UFJ銀行 春日町支店 普通№. 0330969

(公財) 全日本柔道連盟 (ザイセインニホンジユウドウレンメイ

原則として、都道府県柔道連盟/協会単位にてまとめてお振込みをお願いしておりますが
審判活動予定者個人による振込の場合は、備考(メッセージ)欄に県名・氏名をご入力ください

例 フクシマケン シンパンタロウ

以 上

お問合せ先

(保険加入について) 全日本柔道連盟 総務課(市川) soumu@judo.or.jp 03-3818-4199

(顧問審判員認定や審判活動について) 同 大会事業課 shinpan@judo.or.jp 03-3818-4392

2023年度 柔道公認審判員賠償責任保険 任意加入者 回答書

締切 4月 17 日 送付先：全柔連総務課・市川 soumu@judo.or.jp

都道府県 柔道連盟(協会)名		加入該当者の有無 いる場合	いる・いない
ご回答者(担当者)名			加入該当者 の人数
日中のご連絡先 (携帯電話)			保険料 入金予定日

2023年度に「賠責保険に加入した上で活動」予定の審判員

	氏名	メンバーID	生年月日(YYYY/MM/DD)
例	審判 太郎	501234567	1956/07/08
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

全柔連公認審判員 賠償責任保険 制度

『全柔連公認審判員賠償責任保険制度の目的』

全柔連加盟 50 団体 (47 都道府県の連盟 (協会)・全日本学生柔道連盟・全日本実業柔道連盟・日本視覚障害者柔道連盟) 及び構成 2 団体 (全国高等学校体育連盟・日本中学校体育連盟)、日本スポーツ協会スポーツ少年団、講道館、47 都道府県の連盟 (協会) を構成する下部団体・組織が主催、主管または後援する全試合^(※)において、公認審判員が行う審判行為に起因して、試合参加者の身体に障害を負わせたり、財物を損壊した場合、法律上の損害賠償責任を負担することより被る損害に対して保険金を支払うことを目的とします。

※試合とは：団体の年間計画に基づいて毎年開催されるもので（記念大会は含まれる）、あらかじめ開催要綱が定められた公式な試合をいい、練習試合、親善試合、対抗戦等私的な試合を含みません。

補償額

1名／1億円
1事故／3億円
免責金額／1事故3万円

保険料

審判員1名につき
180円／年度

審判員資格登録者については
全柔連が負担。定年を超えて
活動する審判員は別途納付。



事故例

絞め技の際に止めるタイミングが遅かったため、選手が脳に障害を負い身体の一部に麻痺が残った。副審の椅子を下げるタイミングが遅かったため、選手が椅子に接触し負傷した等。